

第2章 防 災 組 織

第1節 黒石市防災会議

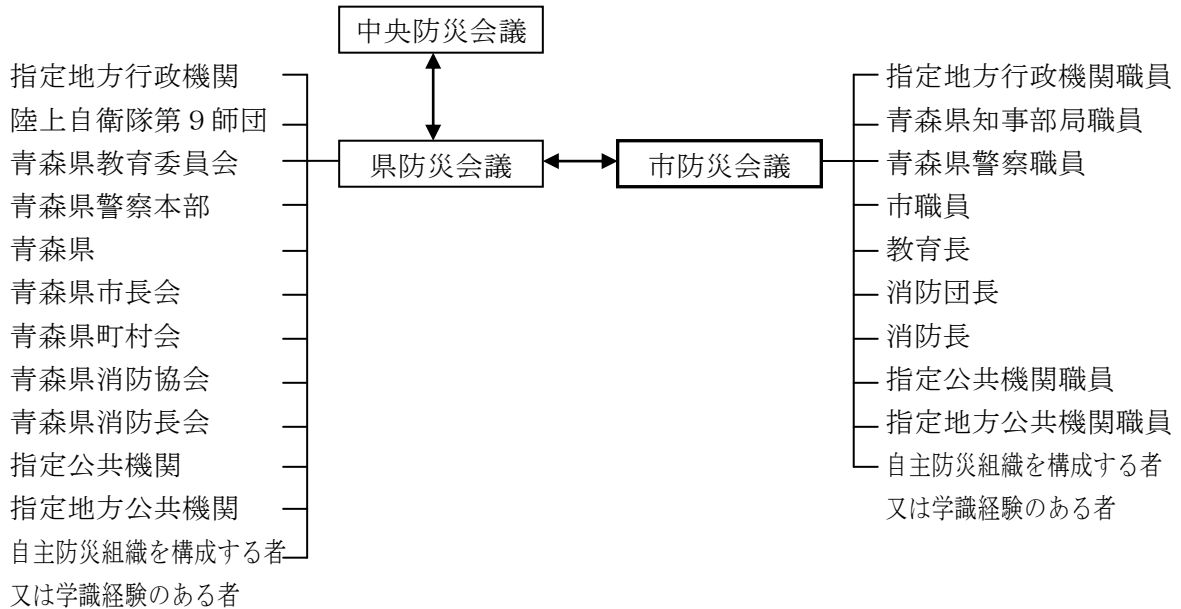
市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

1. 組織

黒石市防災会議条例（昭和38年黒石市条例第4号）に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。（黒石市防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 弘前地区消防事務組合消防長及び黒石市消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認める者

〔市町村防災会議組織図〕



2. 事務局

防災会議の事務局を総務部総務課及び建設部土木課に置く。

3. 所掌事務

黒石市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 黒石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

〔資料編〕

- (1) 黒石市防災会議条例（資料2-1-1）
- (2) 黒石市防災会議委員名簿（資料2-1-2）
- (3) 黒石市防災会議運営要綱（資料2-1-3）

第2章 防災組織

第2節 配備態勢

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 ④大雪注意報 ⑤風雪注意報 ⑥竜巻注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑤暴風雪警報 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が市又は近傍を通過すると予想される場合 ・前記に該当しない場合で、市の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警報レベルに関わらず被害が発生した場合

第2章 防災組織

	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
	1号	2号-1	2号-2	3号
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が観測された場合 ・市長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が観測された場合 ・市長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強の地震が観測された場合 ・市長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	担当班長	担当課長	担当部長	市長
態勢責任者	担当班長	担当課長	災害警戒本部長 (担当部長)	本部長 (市長)

第3節 黒石市災害対策本部

市の地域内に地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常態勢3号」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総務班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	〃
知事	電話	〃
警察・消防	電話、口頭	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	〃	〃
報道機関等	電話、口頭、プレスリリース	広報情報班
一般住民	報道機関・防災広報車・無線、ホームページ等	〃

イ. 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

2. 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、部長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に班を置き事務を処理する。

ウ. 災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

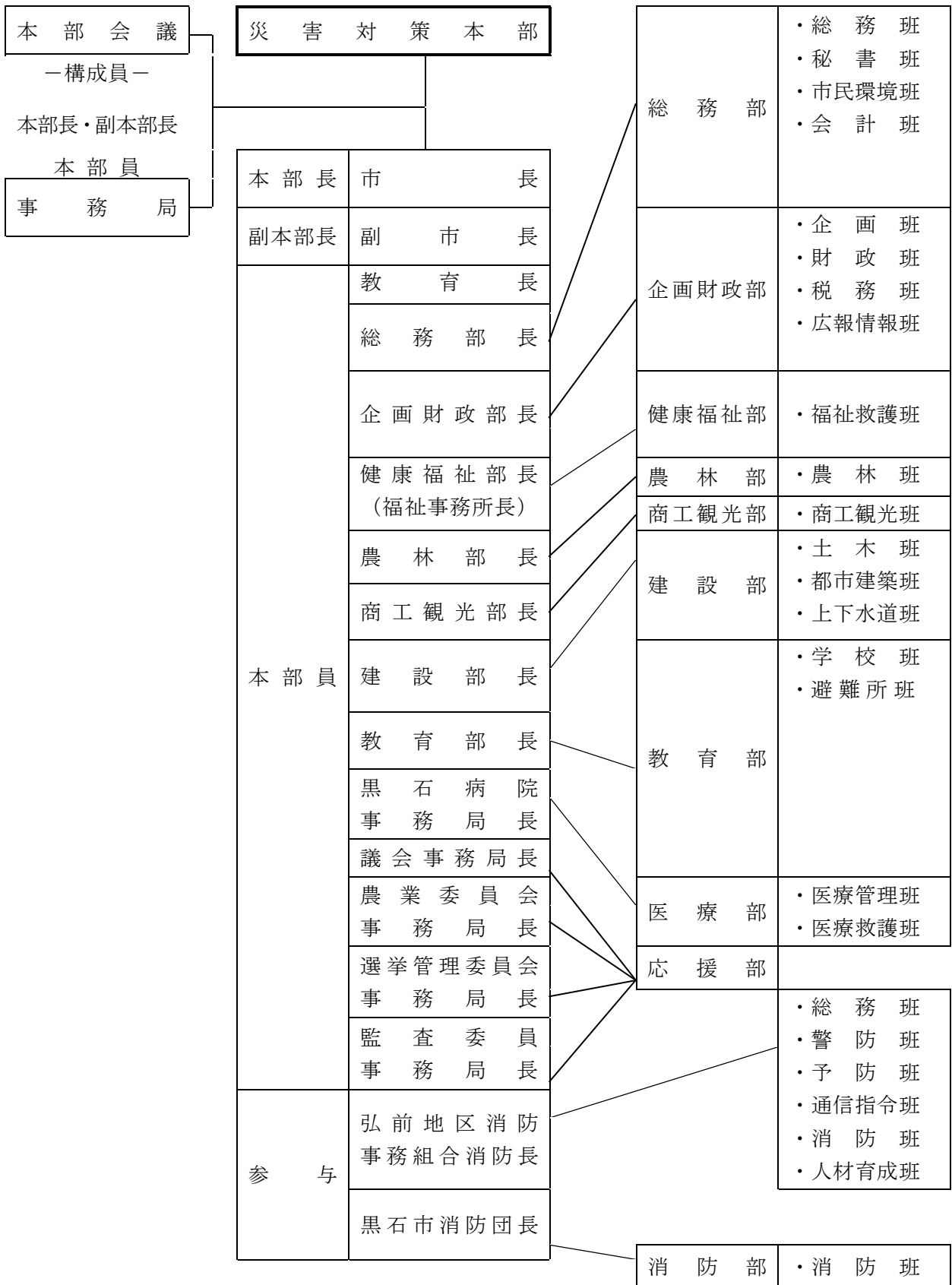
エ. 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ. 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策副本部長として充てる。

[資料編]

- (1) 黒石市災害対策本部条例（資料2-2-1）
- (2) 黒石市災害対策本部運営要領（資料2-2-2）

【組織構成図】



- (2) 災害対策本部班別業務及び弘前地区消防事務組合警防本部班別任務は、次のとおりとする。

〔資料編〕

- (1) 黒石市災害対策本部班別業務分担（資料2-2-2別表1）
 (2) 弘前地区消防事務組合災害警防本部任務分担（資料2-2-3）

3. 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。
 ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。
 なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルによる。

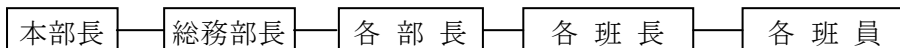
(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。
 なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 災害対策本部設置前



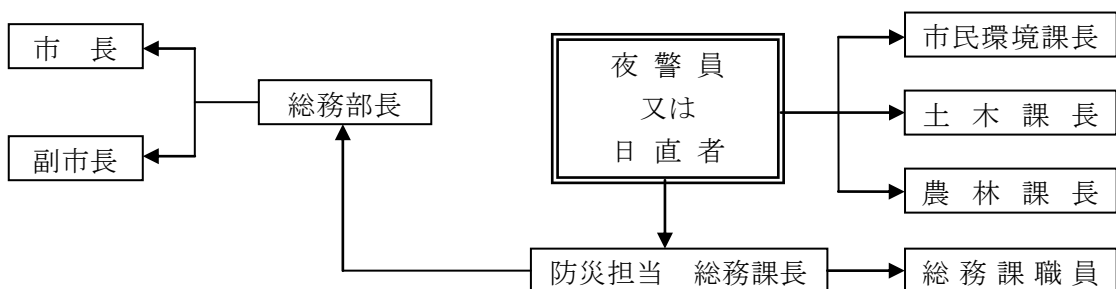
(イ) 災害対策本部設置時



- イ. 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
 ウ. 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が、部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務班長）に応援職員の配置を求めることができる。
 エ. 総務課長（総務班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 夜警員または日直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における夜警員または日直者からの通報による非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

- ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。
 イ. 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

4. 防災関係機関等との連携

ア. 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

イ. 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

市災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。

ウ. 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

第4節 市災害対策本部に準じた組織

市災害対策本部が設置される前及び市災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波注意報等の発表状況及び地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、市災害警戒対策本部等の組織及び運営は、市災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 市災害警戒本部（警戒体制2号—2）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—2」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア. 市災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ. 市災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

市災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、部（課）の全職員が登庁して対処する。

2. 市災害情報連絡室（警戒態勢2号—1）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—1」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア. 市災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ. 市災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

市災害情報連絡室が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、部（課）の一部職員が登庁して対処する。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。